

福岡市城南区選挙管理委員会
令和7年7月17日(木)
午後6時00分から

1 議 題

- (1) 参議院福岡県選出議員選挙における開票立会人の決定 (議案第66号)
について
- (2) 参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決 (議案第67号)
定について
- (3) 在外選挙人名簿から抹消する者について (議案第68号)

2 その他

- (1) 次回以降の委員会日程について

令和7年7月20日(日) 午前10時00分から

令和7年8月20日(水) 午前10時00分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題（1）
議案第66号

参議院福岡県選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和7年7月20日執行の参議院福岡県選出議員選挙につき、城南区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和7年7月17日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

別紙のとおり

（根拠）

・ 議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による

○公職選挙法（抜粋）

（開票立会人）

第62条

2 届出のあった者が、10人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者10人をもつて開票立会人としなければならない。

4 届出のあった者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが3人以上あるときは、第2項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者2人以外の者は、開票立会人となることができない。

議題（2）
議案第67号

参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、城南区開票区において参議院名簿届出政党等から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和7年7月17日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

別紙のとおり

（根拠）

・ 議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による

○公職選挙法（抜粋）

（開票立会人）

第62条

2 届出のあった者が、10人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者10人をもつて開票立会人としなければならない。

4 届出のあった者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが3人以上あるときは、第2項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者2人以外の者は、開票立会人となることができない。

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 7 月 17 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1 人 |
| | 内訳 国内転入者 | 1 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 7 年 7 月 17 日 |

(根拠)

・議決 公職選挙法第 30 条の 11 の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第 30 条の 11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号に掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) <※ 1> 前条第 1 項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

<※ 1> 法第 30 条の 10 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。